

平成 26 年 1 月 17 日
フィノウェイブインベストメンツ株式会社

インサイダー取引と認定された行為に対する再発防止策について

弊社は、平成 25 年 12 月 2 日、証券取引等監視委員会から、弊社の元役員であるファンドマネージャー1 名が弊社の運用するファンド（Hadoh Fund Ltd.）の計算において平成 22 年 7 月に行った株式 1 銘柄の売買につき、金融商品取引法違反（インサイダー取引規制違反）の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、弊社に課徴金命令を出すよう勧告が行われたことを受け、同年 12 月 5 日に違反の事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官宛に提出しております。

弊社としましては、投資運用業、投資助言業を行う金融商品取引業者として、今般勧告を受けたこと及びその内容を重大かつ厳粛に受け止めております。現在、勧告の内容を踏まえた対応策の厳正な遂行による内部管理態勢の強化に取り組み、再発防止と関係者の皆様からの信頼回復に誠心誠意努力しているところです。

原因と今後の対応策

弊社は平成 22 年当時も、インサイダー取引の未然防止を図るために、「内部者取引管理規程」を定めて、役職員による関係法令等の遵守、法人関係重要情報の管理及び法人関係重要情報を利用した業務遂行の禁止等の徹底に努めておりましたが、その浸透が十分でなく、今般ご指摘を受けた元役員 1 名が認識を欠き、不適切な行為に及ぶことになりました。

今回の勧告への対応として、経営体制の刷新とともに、全ての役職員の法令遵守意識の強化を初めとしたコンプライアンス体制の機能充実や売買審査の厳格化などを含め、再発防止策を策定し、その実効性のある施行徹底を図ることにより、弊社の内部管理態勢を強化充実させることに致します。具体的な内容につきましては、別紙の再発防止策の通りです。

(別紙)

1. 再発防止策について

弊社では、以下の通り、再発防止を図るための対応策を講じ、実施に取り組んでおります。

(1) 経営体制の強化等

- ・取引行為者である元役員は平成 25 年 8 月役員を退任し退職。同時に常勤役員 1 名を増員し、常勤役員 3 名とし、業務執行体制を強化
- ・取締役会にチーフ・コンプライアンス・オフィサーが出席することとし、直接取締役会へコンプライアンス上の問題点等を報告する体制を構築
- ・取締役会において、早期にコンプライアンス上の問題点を把握できるよう、年 2 回の内部監査の報告に加え、各部の自己点検結果（月次）や売買審査状況を報告

(2) 内部管理態勢の強化

- ・経営管理部長がコンプライアンス責任者を兼務していた態勢を改め、全部署から独立したチーフ・コンプライアンス・オフィサーを設置
- ・内部管理態勢強化のアドバイスを受けるべく大手法律事務所と顧問契約を締結
- ・新たにコンプライアンス委員会を設置、同委員会を月次で開催し、各部の自己点検結果報告、売買審査状況を確認するとともに内部監査等での指摘事項のフォローアップを実施

(3) 法令遵守意識の浸透強化に向けた施策

- ・投資運用業者としての法令遵守意識等の重要性を盛り込んだ役職員の行動指針を制定
- ・コンプライアンス・マニュアルに役職員の行動指針やコンプライアンスの基本方針を追記し役職員に交付。また、それが形骸化しないよう、役職員全員から内容を理解した旨の受領証を徴取
- ・社内ルールの遵守状況を点検するための各部自己点検（月次）の開始とコンプライアンス委員会での報告・フォローアップ

(4) 情報管理態勢の強化

- ・「内部者取引管理規程」を改訂し、法人関係情報に該当する情報および該当する可能性のある情報を取得した場合、チーフ・コンプライアンス・オフィサーへの届出を義務付け
- ・ファイナンス情報等が発表された銘柄について、売買状況を全件チェックするなど売買審査を厳格化

- ・役職員が法人関係重要情報等を利用して売買を行おうとしている事象を察知した場合、チーフ・コンプライアンス・オフィサーへの通報を義務付け
- ・証券会社の営業員やアナリストとの面談を原則禁止し、止むを得ない場合には、チーフ・インベストメント・オフィサーの許可を得て面談すること。また、後日、法人関係重要情報の取得の有無を検証できるよう面談記録を保存することを義務づけ、法人関係重要情報の取得の有無をコンプライアンス委員会に報告
- ・接待・受接待に関してチーフ・コンプライアンス・オフィサーへの事前届出を義務化。また、接待・受接待の状況を事後チェックし、コンプライアンス委員会および取締役会へ報告
- ・法人関係重要情報管理に関する研修として、テストを実施。また外部講師を招聘しての研修も計画。

2. 社内処分など

今般の事態に係る経営責任の明確化を図る観点から、社内規程に基づき、当時から役員のうち現在も役員である2名（現 CEO 他1名）につき、監督責任の観点から、報酬の減額を含めて厳正な社内処分を実施いたします。また、不適切な行為を行った元役員は、平成25年8月に退職しておりますが、当該元役員には損害賠償の請求を検討しているところです。

以上